

延岡市引継ぎ事業スタートアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の円滑な事業承継（親族内承継、第三者承継又は役員・従業員承継をいう。以下同じ。）を促進することで、地域に必要とされる中小企業等の廃業を防ぐとともに、引継ぎ後の経営を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において延岡市引継ぎ事業スタートアップ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者又は中小企業信用保険法第2条第1項第5号に該当する者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に住所及び事業所を有する個人又は市内に本店を有する法人であつて、延岡市事業引継ぎ応援補助金の交付決定を受けた者又は宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターが支援し事業承継に至った者から事業を引き継いだ者であること。
- (2) 事業承継後も市内で事業を引き続き営む者であること。
- (3) 事業承継後も正社員の雇用を引き続き確保する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (3) この補助金と目的を同じくする他の補助金等の交付を受けている者
- (4) 事業承継の成立の日から起算して6月を経過した者
- (5) その他市長が不相当と認める者

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する日の前日までに、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第1号）
- (2) 役員等氏名一覧表（様式第2号）
- (3) 支援確認及び引継ぎ完了確認書（様式第3号）
- (4) 開業届出書又は登記事項証明書の写し
- (5) 見積書等の補助対象経費の内容が分かる書類
- (6) 市税完納証明書（法人及び代表者）

- (7) 誓約書（様式第4号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査したうえで、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定に係る通知の受領後7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書（様式第5号）
- (2) 補助事業に係る領収書等の支出を証する書類
- (3) 譲り受けた事業に係る内装工事、リフォーム工事等の施工前及び施工後の写真（内装工事、リフォーム工事等を実施した場合に限る。）
- (4) 譲り受けた事業に係る購入備品の写真（備品を購入した場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象経費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)	補助率	補助上限額
譲り受けた事業に係る内装等工事に要する費用、リフォーム工事に要する費用、備品購入に要する経費及び広告宣伝費	3分の2以内	親族内承継の場合にあっては30万円とし、第三者承継及び役員・従業員承継の場合にあっては50万円とする。

備考 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。